

職場における 安全・安心の確保のために

女性の能力発揮や就業継続のためには、安心して働ける職場環境が重要だ！

最近の職場は、セクシュアル・ハラスメント、マタニティ・ハラスメント、パワー・ハラスメントなどが多いとされ、メンタル不全での休職者も増加しています。労働契約法第5条は、使用者の義務として職場の労働者の安全に配慮することを定めていますし、何より女性の能力発揮や就業継続のためには、安心して働ける職場環境が重要ではないでしょうか。職場における安全・安心の確保のために何が必要かを考えます。

「マタニティ・ハラスメント」

杉浦 浩美 (立教大学)

「パワー・ハラスメント」

山本 初枝 (元 IBM)

2013年 8月22日(木) 午後3時半～5時半

国立女性教育会館 研修棟 1階108